

証券コード 5256
2025年9月9日

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区天神4丁目1番7号
第3明星ビル6階
株式会社 F u s i c
代表取締役社長 納 富 貞 嘉

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第22期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://fusic.co.jp/ir>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「Fusic」又は証券コード「5256」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年9月24日(水曜日)午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2025年9月25日（木曜日）午後1時（受付開始：午後0時30分）
2. 場所 福岡県福岡市中央区天神4丁目1番1号 第7明星ビル 1階
株式会社F u s i cオープンオフィス
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項 第22期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 取締役の報酬額改定の件
第3号議案 社外取締役に対する業績条件型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告：取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
株式会社の支配に関する基本方針
剰余金の配当等の決定に関する方針

②計算書類：個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前項に記載の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

株主様向け事業説明会 開催のご案内	定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、株主様向け事業説明会を開催いたします。お時間の許す株主様には定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申し上げます。株主様向け事業説明会は、質疑応答を含め約60分を予定しております。
----------------------	--

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番 号	1	のう とみ 納 富	さだ よし 貞 嘉	再 任
------------	---	--------------	--------------	-----

生年月日	1978年8月11日（満47歳）
取締役在任年数	21年11ヶ月
取締役会への出席状況	100%（17回/17回）
所有する当社株式数	424,600株 ※1

略歴・地位・担当

2003年10月 株式会社F u s i c設立 取締役副社長
2005年3月 当社代表取締役社長（現任）
2018年2月 株式会社Fixstars Cloud Solutions取締役
2018年10月 株式会社ホープ社外取締役

取締役候補者とした理由

当社創業者である納富貞嘉氏は、2005年3月以降、長年にわたり代表取締役社長として当社の経営を指揮し、当社の成長・企業価値の向上に尽力してまいりました。その経営に関する高い知見とリーダーシップは、当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

2

はま さき
濱 崎

よう いち ろう
陽 一 郎

再 任

生年月日	1976年5月28日（満49歳）
取締役在任年数	21年11ヶ月
取締役会への出席状況	100%（17回/17回）
所有する当社株式数	424,600株 ※2

■ 略歴・地位・担当

2003年10月 株式会社F u s i c設立 代表取締役社長

2005年 3 月 当社取締役副社長（現任）

2018年 6 月 株式会社データ・キュービック取締役

■ 取締役候補者とした理由

当社創業者である濱崎陽一郎氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と高い知見を有しております。今後も、同氏の経験と知見を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

やす うら
安浦

ひろ と
寛人

再任 社外 独立

生年月日	1953年10月29日（満71歳）
取締役在任年数	4年4ヶ月
取締役会への出席状況	94%（16回/17回）
所有する当社株式数	1,000株

略歴・地位・担当

1986年11月	京都大学工学部電子工学科 助教授
1991年11月	九州大学大学院総合理工学研究科 教授
2008年10月	九州大学理事・副学長、産学連携 センター長、知的財産本部長、情報統括本部長（CIO）
2008年11月	株式会社産学連携機構九州 代表取締役社長
2019年7月	公益財団法人本田財団 理事（現任）
2020年3月	文部科学省「世界で活躍できる研究者戦略育成プログラム総合支援事業」プログラム・ディレクター（現任）
2021年2月	文部科学省科学技術・学術審議会委員及び情報委員会主査
2021年3月	株式会社NCBベンチャーキャピタル 社外取締役（現任）
	QB 第二号投資事業有限責任組合（QB 2号ファンド）投資委員（現任）
2021年4月	大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 特任教授（特任研究員）学術基盤 チーフディレクター
2021年4月	株式会社サニックス顧問
2021年5月	当社 社外取締役（現任）
2022年4月	大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 副所長、特任教授（特任研究員）学術基盤チーフディレクター（現任）
2022年6月	株式会社福岡キャピタルパートナーズ 社外取締役（現任）
2023年5月	独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 大学・高専機能強化支援事業選定委員会委員長（現任）
2023年11月	CMSC, Inc.社外取締役（現任）
2024年6月	公益財団法人福岡アジア都市研究所 評議員（現任）
2024年10月	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ FFG半導体戦略再考顧問（現任）
2024年11月	国立大学法人 大阪大学 運営方針委員（現任）

重要な兼職の状況

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 副所長 特任教授（特任研究員）学術基盤チーフディレクター
CMSC, Inc. 社外取締役

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割

安浦寛人氏は、様々な研究機関や企業の顧問等を歴任していることから、豊富な情報技術及び情報セキュリティに関する知見を有するとともに、企業経営の経験を持つことから、多面的な経営判断に必要な見識・経験を有しております。その知識・経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与するとともに、当社の経営に対する有効な監督機能を果たしております。当社の持続的な企業価値向上のためには、同氏が社外取締役の役割を果たすことが必要不可欠であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

なか むら
中村

よう じ
陽二 (現姓：松尾)

新任

社外

独立

生年月日

1987年9月9日 (満38歳)

所有する当社株式数

一株

■ 略歴・地位・担当

2014年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン

2015年4月 株式会社サイシード 代表取締役

2016年5月 全研本社株式会社 取締役

2017年4月 株式会社プロジェクトカンパニー 取締役

2021年7月 株式会社ストラテジーキャンパス 代表取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社ストラテジーキャンパス 代表取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

中村陽二氏は、戦略コンサルティングファームにおける経験に加え、複数の企業における代表取締役や取締役として経営に携わってきた実績があり、経営戦略や新規事業開発、M&Aなどに関する高い専門性と実践的な知見を有しております。その知識・経験を活かし、当社の経営課題に対して実践的かつ客観的な助言・提言を行っていただくことで、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保し、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけるものと期待しております。当社の持続的な企業価値向上のためには、同氏が社外取締役の役割を担うことが有益であると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- ※ 1 納富貞嘉氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社であるNSMC株式会社が保有する株式数も含めて記載しております。
- ※ 2 濱崎陽一郎氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社であるHSMC株式会社が所有する株式数も含めて記載しております。

(注)

1. 各取締役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 安浦寛人氏及び中村陽二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当事業年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
4. 当社は、安浦寛人氏を株式会社東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、当社は中村陽二氏についても、独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、安浦寛人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、中村陽二氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものを除きます。）等を補填することとしております。なお、各候補者が取締役を選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の保険料は全額当社が負担しており、令和8年5月に更新される予定であります。
7. 当社は安浦寛人氏が副所長、特任教授（特任研究員）学術基盤チーフディレクターを務める大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所との間に取引がありますが、取引金額が売上高全体に占める割合は1%程度と僅少であるため、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年12月15日開催の当社臨時株主総会において、年額7,000万円以内（うち社外取締役分は年額500万円以内）としてご承認をいただいております。

今般、取締役会の監督機能強化（コーポレート・ガバナンス強化）を図るため、社外取締役を1名増員することに伴い、取締役の報酬等の額を現行の年額7,000万円以内に据え置いた上で、そのうち社外取締役分を年額1,500万円以内に改定したいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役2名）となります。

第3号議案 社外取締役に対する業績条件型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年12月15日開催の当社臨時株主総会において年額7,000万円以内（うち社外取締役分は年額500万円以内）とご承認いただいております。第2号議案をご承認いただきますと、年額7,000万円以内（うち社外取締役分は年額1,500万円以内）となりますが、今般、当社の社外取締役（以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と同じ目線で会社経営に対する監督及び助言に取り組むことを促す目的で、上記の報酬枠の内枠にて、対象取締役に對し、新たに業績条件型譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

対象取締役は、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額300万円以内といたします。また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間1,000株以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は1名であり、第1号議案が原案通り承認可決されますと、対象取締役は2名となります。

また、本議案に基づく業績条件型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

（1）対象取締役は、6か月から1年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったこと、及び当社取締役会が定める業績目標（当社取締役会が定める当社普通株式の株価を、当社取締役会が定める一定期間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値が上回ることを）を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整することができるものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【業績条件型譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と同じ目線で会社経営に対する監督及び助言に取り組むこ

とを促す目的で、対象取締役に対して業績条件型譲渡制限株式の付与のための報酬を支給するものです。対象取締役は、業務執行を行わない独立した立場から、当社の経営に対する監督及び助言を担っており、その職責の重要性に鑑みて、企業価値向上への貢献を一層促す観点から、本報酬に係る報酬の付与は適切であると判断しております。なお、社外取締役の任期との整合性を考慮しつつ、適切な譲渡制限期間及び客観的な業績条件を設定することにより、インセンティブ機能と透明性の確保を両立させております。

また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数(2025年6月30日時点)に占める割合は約0.1%とその希薄化率は軽微です。そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の従業員に対し、業績条件型譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上

事業報告

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、クラウド、AI・機械学習、IoT、Webアプリ開発、UI/UXデザインなどを組み合わせる"技術結合力"を武器に、お客さまの課題を解決するシステム開発及び技術コンサルティングを行っています。また、自社開発プロダクトを提供し、社会や企業が抱える様々な課題を技術の力で解決しています。ブランドスローガンには「OSEKKAI×TECHNOLOGY」を掲げ、お客さまのご要望に向き合い、伴走しながら、期待を超える価値をお届けすることを大切にしています。

当事業年度（自2024年7月1日至2025年6月30日）における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が一定の成果を上げた一方、世界的な金融引締めや長期化や地政学的リスク、米国関税政策の不透明感などにより、依然として先行きが見通しづらい状況が続いております。さらに、円安基調が継続する中での物価上昇が家計や企業収益に与える影響も懸念材料となっており、全体としては回復力の強さとリスク要因が混在する経済環境が継続いたしました。

当社を取り巻く国内IT市場においては、企業の業務効率化や競争力強化を目的としたデジタルトランスフォーメーション（DX）への取り組みが継続的に拡大しており、クラウド導入やデータ活用に関する需要は引き続き堅調に推移しました。また、生成系AIの技術革新と社会実装の加速、IoTを活用したデータ収集・解析技術の高度化などを背景に、企業のデジタル投資が一層活発化する傾向が見られました。

当社が事業を展開する国内パブリッククラウド市場においては、Amazon Web ServicesやMicrosoft等の大手クラウドベンダーによる大規模な国内投資やAI基盤強化の動きが進展したことにより、市場全体として高い成長を維持しております。とりわけ生成系AIを活用した業務自動化や新サービス創出に対する企業の関心が高まっており、AI関連ソリューションへのニーズは急速に拡大しております。

このような経営環境のもと、当社においてはクラウドインフラを活用したシステム開発や、AI・IoTを駆使したデータ収集・分析サービスの提供が順調に推移し、クロステクノロジーサービスの売上が通期を通じて大幅に伸びました。また、自社プロダクトである360度評価ツール「360（さんろくまる）」及び学校向け連絡サービス「sigfy（シグフィー）」についても、導入企業・自治体数の増

加や大型案件の受注により、いずれも前事業年度を大きく上回る売上を計上いたしました。

また、当社の今後の成長に必要となる人材採用への投資を積極的に行い、人材確保が進んだ結果、新たに14名が増加し、当事業年度末の従業員数は120名となりました。

これらの結果、当社の当事業年度の経営成績は、売上高は1,952,131千円（前期比8.5%増）、売上総利益は772,776千円（前期比16.0%増）、営業利益は270,761千円（前期比30.7%増）、経常利益は272,906千円（前期比29.0%増）、当期純利益は193,948千円（前期比25.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において、重要な設備投資は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「個性をかき集めて、驚きの角度から世の中をアップデートしつづける。」というVision(あるべき姿)を実現すべく、常に変化する経営環境、市場動向に的確に対処し、企業価値のさらなる向上に向けて事業展開を進めております。

当社の属するDX市場は、生成AIやAIエージェントの急速な進化・普及により社会的影響が拡大し、産業構造そのものの変革が進みつつあります。こうした技術の進展は、AI活用を前提としたビジネスの広がりを促進すると同時に、クラウドインフラ需要の拡大など当社事業領域における成長機会を生み出しています。一方で、変化のスピードは加速しており、こうした社会・産業の構造変化を見越した柔軟かつ先見の事業戦略の立案・実行が不可欠であると考えております。

当社はこうした認識のもと、持続的成長を支える経営基盤の強化に加え、「OSEKKAI×TECHNOLOGY」というブランドスローガンのもとでテクノロジーによる価値を創出し続けることが重要と認識しております。かかる状況を踏まえ、次のような課題を掲げて計画的かつ迅速に取り組んでまいります。

1) 新技術への対応

生成AIやAIエージェントの急速な進化・普及は、産業構造の変革を促し、当社が属するIT業界でもシステム開発工程の効率化や自動化を加速させています。このような事業環境の下で当社が継続的に事業を拡大していくためには、これらの技術を基盤としたAI-Nativeなシステム開発プロセスへ全面的に移行することが重要であると認識しており、今後も最新技術への適時対応と新サービスの開発に継続的に取り組んでまいります。

2) 優秀人材の確保と育成

IT人材が不足していることに加えて、技術が急速に進化する中、新しい技術への高い関心と常に学び続ける姿勢を有する人材の確保が、当社の成長に欠かせない重要課題であると認識しております。当社では、通常の採用活動に加え社員紹介制度によるリファラル採用の強化や、新卒・中途入社者向けのOJT教育や勉強会などを積極的に実施しています。また、クライアントのDX事業と自社運営のプロダクトを両輪で展開し、特定技術に偏らないことは、好奇心旺盛なエンジニア人材を獲得する上で当社の独自性を形成しています。

人材の確保と同時に、社員の能力開発・向上のための研修参加、資格取得費用の会社負担、認定資格取得時の報奨金制度など、人事評価制度の継続的改善運用を通じて、社員の能力を最大限に発揮させる仕組みと、能力向上を促進するカルチャーを確立してまいります。また、奨学金返済を支援する制度を設け、経済的・心理的な不安を軽減することで、社員が安心して働ける環境づくりを進めております。

また、働き方の多様性に対応するため、リモートワーク、コアタイムなしのフルフレックス、時短勤務制度などを積極的に推進するとともに、一定の出勤を推奨し、対面で効率的なコミュニケーションや仕事の垣根を越えた人材の交流も重視しております。さらに、女性活躍推進の取り組みが評価され、厚生労働大臣より「えるぼし認定」の3つ星を取得するなど、誰もが働きやすい職場環境を整えることで、次世代を担う優秀な人材の育成、定着に繋げてまいります。

3) サービスの高付加価値化、利益率の向上

当社は、成長戦略を着実に実行し、売上高の安定的な高成長を実現するとともに、営業利益率の向上を図ることが重要な課題だと認識しております。そのため、エンジニア人材の採用力を強化し増員を進めるとともに、多様なお客さまの課題に最適なソリューションを提供できる体制を整備し、セールス・マーケティング人材の拡充を通じて受注機会の拡大と単価向上を図ってまいります。

また、開発プロセスの継続的な改善、社内における技術の共有や教育訓練等を推進し、より強固な開発体制の構築に努め、IT技術を通じた社会課題の解決を実現してまいります。

4) 競争優位性の確保

当社が今後も成長を持続していくためには、他社との差別化を実現し、サービスの優位性を高めるための機能強化・拡充が必要不可欠であると認識しております。当社は、特定の分野や技術に固執することなく、AI、IoT（注）、クラウド、量子コンピュータといった先端技術から、Web、モバイル、ビッグデータ解析、UI/UX設計など幅広い技術を組み合わせ、最適なソリューションを提供することを重視しています。また、アジャイル開発やマイクロサービス等の開発手法を活用することで、顧客ニーズの多様化や変化に柔軟に対応できることが当社の強みと認識しております。今後も当社ならではの付加価値を高めるサービスの展開に取り組んでまいります。

（注）IoT：「Internet of Things」の略称であります。コンピュータなどの情報通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、相互に通信を行うことにより認識や制御を自動的に行うことを意味します。

5) コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社は、今後も事業のさらなる拡大と持続的成長を見込んでおり、それに対応した内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性・透明性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、適切な内部統制システムの整備・運用を推進してまいります。

6) 健全な財務基盤の構築

財務基盤の健全性を維持しながら、優秀な人材の採用及び育成、事業開発及び研究開発活動、さらにはM&Aなど将来の事業拡大に向けた投資資金需要に対応するため、事業資金を安定的に確保することが必要不可欠であると考えております。今後の資金調達手段としては、主に金融機関からの借入、エクイティファイナンスを検討し、持続的な成長を支える健全な財務運営を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	2022年6月期 第19期	2023年6月期 第20期	2024年6月期 第21期	2025年6月期 第22期 (当期)
売上高 (千円)	1,124,080	1,532,167	1,798,412	1,952,131
経常利益 (千円)	70,788	148,279	211,483	272,906
当期純利益 (千円)	44,027	101,823	154,986	193,948
1株当たり当期純利益 (円)	44.03	96.14	123.66	152.15
総資産 (千円)	677,872	1,232,382	1,437,920	1,569,831
純資産 (千円)	246,522	799,033	967,092	1,136,655
1株当たり純資産額 (円)	245.75	641.19	761.15	899.08

(注) 第20期における純資産の大幅な増加は、主に2023年3月31日に東京証券取引所グロース市場及び福岡証券取引所Q-B o a r dへ上場したことに伴う新株発行によるものです。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年6月30日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
DX事業	①クロステクノロジーサービス クラウド環境構築やシステム開発、IoTによるデータ収集やAIによるデータ分析等、多様なデジタルテクノロジーを活用し、クライアントの課題解決に最適な技術を提供、貢献することを目指すサービス。 ②MSPサービス システム及びクラウド環境の保守運用並びにパブリッククラウド (AWS) の再販売を行うサービス。 ③その他サービス 顧客の要望に合わせて開発したシステムから汎用性の高いものを「プロダクトサービス」化して提供するサービス。 360度評価ツール「360 (さんろくまる)」と、連絡網サービス「sigfy (シグフィー)」を展開。

(注) AWS : 「Amazon Web Services」の略称であります。Amazon.comの関連会社であるAmazon Web Services, Inc.が提供する、Webサービスを通じてアクセスできるよう整備されたクラウドコンピューティングサービス群の総称であります。

(8) 主要な事業所 (2025年6月30日現在)

名 称	所 在 地
本 社	福岡県福岡市中央区

(9) 従業員の状況 (2025年6月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120名	14名増	33.4歳	4.4年

2. 会社の株式に関する事項（2025年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,263,840株(自己株式13,460株を除く)
- (3) 株主数 1,038名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率(%)
納富 貞嘉	284,600	22.52
濱崎 陽一郎	284,600	22.52
N S M C 株式会社	140,000	11.08
H S M C 株式会社	140,000	11.08
楽天証券株式会社	29,700	2.35
株式会社 S B I 証券	20,012	1.58
株式会社フィックスターズ	18,400	1.46
五味 大輔	17,500	1.38
新田 寛之	15,000	1.19
F u s i c 社員持株会	8,800	0.70

(注) 持株比率は保有する自己株式13,460株を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当該事業年度の末日において会社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	納 富 貞 嘉	—
取締役副社長	濱 崎 陽一郎	—
取 締 役	安 浦 寛 人	・ 大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 副所長、特任教授(特任研究員)学術基盤チーフディレクター ・ CMSC, Inc. 社外取締役
常 勤 監 査 役	栗 林 絹 江	—
監 査 役	柏 木 街 史	株式会社フーモア 監査役
監 査 役	西 原 隆 雅	・ アクセラレート法律事務所 代表 ・ 株式会社MiRESSO 執行役員兼経営企画部長

- (注) 1. 取締役安浦寛氏は社外取締役であります。
2. 監査役栗林絹江氏、柏木街史氏及び西原隆雅氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役安浦寛氏、監査役栗林絹江氏、柏木街史氏及び西原隆雅氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役栗林絹江氏は、長年にわたり経理業務に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役の合計4名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び各監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づき当社取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険においては、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害等について補填されることとなっております。なお、保険料については、当社が全額を負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該

被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関する事項

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会に関する事項は、以下の通りであります。

	決定方法	報酬限度額	株主総会決議	決議時点の 役員の員数
取締役	当社の業績やDX市場の経済情勢や各取締役の役位、在任年数、他社報酬水準等を勘案して決定	年額7,000万円以内 (うち社外取締役の報酬 総額年額500万円以内) (事業年度単位)	2022年12月15日 臨時株主総会	取締役3名 (うち社外取締役1名)
監査役	当社の業績やDX市場の経済情勢や各監査役の役位、在任年数、他社報酬水準等を勘案して決定	年額1,500万円以内 (事業年度単位)	2022年9月28日 第19期定時株主総会	監査役3名

② 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、各取締役の担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会にて協議の上で決議しております。なお、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。また、監査役の報酬額についても、株主総会の決定により承認された報酬限度額の範囲内で、常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議にて決定しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の種類別の額 (千円)			報酬等の 総額 (千円)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	3 (1)	36,600 (3,000)	—	—	36,600 (3,000)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	13,200 (13,200)	—	—	13,200 (13,200)
合計 (うち社外役員)	6 (4)	49,800 (16,200)	—	—	49,800 (16,200)

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	安浦 寛人	・大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 副所長、特任教授（特任研究員）学術基盤チーフディレクター ・CMSC, Inc. 社外取締役	当社と、安浦寛人氏の兼職先である大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所との間には取引がありますが、同氏には業務執行権限がなく、取引金額の合計が売上全体に占める割合は1%程度と僅少であるため、特別の関係はないと判断しております。なお、CMSC, Inc.と当社との間に特別の関係はありません。
監査役	栗林 絹江	該当事項はありません。	—
監査役	柏木 街史	株式会社フォーモア 監査役	特別の関係はありません。
監査役	西原 隆雅	・アクセラレート法律事務所 代表 ・株式会社MiRESSO 執行役員兼経営企画部長	特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	安浦 寛人	当事業年度開催の17回中16回の取締役会に出席しております。様々な研究機関や企業の顧問等での豊富な経験と情報技術並びに情報セキュリティに関する幅広い知見及び企業経営者としての経験に基づき、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から助言・提言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	栗林 絹江	当事業年度開催の17回の取締役会及び14回の監査役会全てに出席しております。常勤監査役として社内の重要な会議にも出席し、財務・会計やコーポレート・ガバナンスに関する様々な知見に基づき、客観的・専門的な視点からリスクの指摘及び助言・提言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	柏木 街史	当事業年度開催の17回の取締役会及び14回の監査役会全てに出席しております。長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を活かし、客観的な立場からリスクの指摘及び助言・提案を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	西原 隆雅	当事業年度開催の17回の取締役会及び14回の監査役会全てに出席しております。弁護士としての専門的見地や企業経営者としての経験に基づき、客観的・専門的な視点からリスクの指摘及び助言・提案を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額に同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、又は会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、当社の会計監査を遂行するのに不十分であると判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内部統制システム構築のための基本方針は以下の通りです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制
 - 1) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - 2) 「コンプライアンス規程」においてコンプライアンスに関する基本事項について定めるとともに、取締役会の直属組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社における適正かつ公正な企業活動の遂行を推進する。
 - 3) 内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
 - 4) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
 - 5) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を社長に報告する。
 - 6) 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知し明文化する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
 - 2) データ化された機密情報については、「情報セキュリティ管理規程」及び「個人情報管理規程」に従い適切なアクセス権限やアクセス管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に従い、企業活動に関する様々なリスクへの対応及びコンプライアンス遵守を行う。また、コンプライアンス及びリスクマネジメント機能を果たす組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。同委員会は、経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握・評価し、必要な予防策を講じ、また、緊急事態に対する対応策の策定支援を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- 2) 当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を制定し、取締役及び使用人の職務執行について責任の範囲内及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
- 2) 監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議の上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
- 2) 取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
- 3) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めること

ができる。

4) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

5) 監査役は内部通報窓口である常勤監査役及び顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。

⑦ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。

2) 監査役は内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除規程」に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。

2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会及び監査役会設置会社であります。当社では、定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会にて経営の基本方針や重要な業務の執行決定を行うとともに、監査役会において、各分野での専門性を持つ監査役が公正かつ独立の立場から監査を行う体制が、経営の健全性、透明性及び効率性を確保するために有効と判断しております。

なお、各機関の内容は以下の通りです。

1) 取締役会は、代表取締役社長 納富貞嘉、取締役 濱崎陽一郎、社外取締役 安浦寛人の3名で構成されております。当事業年度において、当社は、取締役会を17回開催しております（いわゆる書面決議を除く）。

代表取締役社長 納富貞嘉を議長として、原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定及び監督を行っております。また、取締役会には監査役が出席しております。

2) 監査役会は、常勤社外監査役 栗林絹江、社外監査役 柏木街史、社外監査役 西原隆雅の3名で構成されております。当事業年度において、当社は、監査役会を14回開催しております。

常勤の社外監査役 栗林絹江を議長として、原則として毎月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催することにより、監査に関する方針・計画・方法、重要事項の報告、協議及び決議並びに監査実施状況等の監査役相互の情報共有を図っております。各監査役は、業務執行状況の監査を適宜実施しております。

3) 経営会議は、代表取締役社長 納富貞嘉、取締役 濱崎陽一郎、常勤社外監査役 栗林絹江の他、執行役員及び本部長で構成されております。

代表取締役社長 納富貞嘉を議長として常勤の取締役、執行役員、本部長及び常勤の社外監査役が同席し、原則として毎週1回の定例経営会議を開催し、経営にかかる重要事項を速やかに実行するための検討審議とその結果報告等を行い、機動的な意思決定と情報共有に努めております。常勤社外監査役 栗林絹江は経営会議における意思決定プロセスの健全性及び適正性を監査する目的で同会議に参加しております。

4) 監査役会と内部監査担当は、必要の都度意見交換を行うとともに連携を密にし、適正な監査の実施に努めております。特に、常勤社外監査役は内部監査担当との間で毎月1回以上、定期的に意見交換と情報共有を行っており、適時的確な情報の把握並びに他の監査役との情報共有を図っております。

5) リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長 納富貞嘉を委員長とし、取締役 濱崎陽一郎、常勤社外監査役 栗林絹江、管理管掌本部長、内部監査室長で構成されております。リスク・コンプライアンス委員会は、四半期に一度開催し、企業活動における法令遵守に係る取り組みの推進を行っており、その活動状況を定期的に取締役会に報告しております。また、リスク・コンプライアンス違反又はそのおそれがある事実が生じた場合には、速やかにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、再発防止策を講じることとしております。

6) 会計監査人は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。一方で、現時点において当社は事業の成長過程にあり、内部留保の充実を図り将来の事業拡大に向けた成長投資に充当させることが株主の皆様に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、当事業年度においては内部留保の充実を進め、企業体質の強化及び事業の成長投資に比重を置くことが重要であると判断し、当事業年度の配当は見送ることといたしました。内部留保金につきましては、配当とのバランスを勘案しつつ、企業価値の向上に寄与する優秀な人材の確保、新規事業分野への進出、M&Aや資本提携等の戦略的な投資等、当社のさらなる成長のための財源として有効活用していく所存であります。

今後におきましては、業績や配当性向、将来的な成長戦略等を総合的に勘案し配当を実施していく予定であります。現時点において配当実施時期は未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の基準日(6月30日)及び中間配当の基準日(12月31日)の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産         | 1,332,809 | 流 動 負 債         | 404,341   |
| 現 金 及 び 預 金     | 785,172   | 買 掛 金           | 78,235    |
| 売 掛 金           | 305,907   | 未 払 金           | 51,169    |
| 契 約 資 産         | 97,068    | 未 払 費 用         | 75,586    |
| 仕 掛 品           | 70,100    | 未 払 法 人 税 等     | 49,781    |
| 前 払 費 用         | 17,950    | 契 約 負 債         | 87,789    |
| そ の 他           | 56,610    | 預 り 金           | 16,631    |
| 固 定 資 産         | 237,022   | そ の 他           | 45,147    |
| 有 形 固 定 資 産     | 81,052    | 固 定 負 債         | 28,834    |
| 建 物             | 67,030    | 資 産 除 去 債 務     | 28,834    |
| 工具、器具及び備品       | 14,021    | 負 債 合 計         | 433,175   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 155,970   | (純 資 産 の 部)     |           |
| 投 資 有 価 証 券     | 45,000    | 株 主 資 本         | 1,136,296 |
| 保 険 積 立 金       | 66,398    | 資 本 金           | 58,914    |
| 長 期 前 払 費 用     | 396       | 資 本 剰 余 金       | 419,714   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 12,443    | 資 本 準 備 金       | 8,914     |
| そ の 他           | 31,732    | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 410,800   |
|                 |           | 利 益 剰 余 金       | 686,509   |
|                 |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 686,509   |
|                 |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 686,509   |
|                 |           | 自 己 株 式         | △28,842   |
|                 |           | 新 株 予 約 権       | 359       |
|                 |           | 純 資 産 合 計       | 1,136,655 |
| 資 産 合 計         | 1,569,831 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 1,569,831 |

# 損 益 計 算 書

(2024年 7 月 1 日から  
2025年 6 月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額    |           |
|-------------------|--------|-----------|
| 売 上 高             |        | 1,952,131 |
| 売 上 原 価           |        | 1,179,354 |
| 売 上 総 利 益         |        | 772,776   |
| 販売費及び一般管理費        |        | 502,015   |
| 営 業 利 益           |        | 270,761   |
| 営 業 外 収 益         |        |           |
| 受 取 利 息           | 523    |           |
| 為 替 差 益           | 1,195  |           |
| 受 取 手 数 料         | 454    |           |
| 助 成 金 収 入         | 330    |           |
| そ の 他             | 208    | 2,711     |
| 営 業 外 費 用         |        |           |
| 支 払 利 息           | 128    |           |
| 株 式 交 付 費         | 240    |           |
| 自 己 株 式 取 得 費 用   | 85     |           |
| 控 除 対 象 外 消 費 税 等 | 60     |           |
| そ の 他             | 52     | 566       |
| 経 常 利 益           |        | 272,906   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益   |        | 272,906   |
| 法人税、住民税及び事業税      | 80,782 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額     | △1,824 | 78,957    |
| 当 期 純 利 益         |        | 193,948   |

## 株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から  
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |       |              |                 |                             |                 |
|-------------------------|---------|-------|--------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金 |              |                 | 利益剰余金                       |                 |
|                         |         | 資本準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |
| 当期首残高                   | 56,735  | 6,735 | 410,800      | 417,535         | 492,560                     | 492,560         |
| 当期変動額                   |         |       |              |                 |                             |                 |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)     | 2,178   | 2,178 |              | 2,178           |                             |                 |
| 当期純利益                   |         |       |              |                 | 193,948                     | 193,948         |
| 自己株式の取得                 |         |       |              |                 |                             |                 |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |         |       |              |                 |                             |                 |
| 当期変動額合計                 | 2,178   | 2,178 | —            | 2,178           | 193,948                     | 193,948         |
| 当期末残高                   | 58,914  | 8,914 | 410,800      | 419,714         | 686,509                     | 686,509         |

|                         | 株 主 資 本 |            | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|------------|-------|-----------|
|                         | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |       |           |
| 当期首残高                   | △112    | 966,720    | 372   | 967,092   |
| 当期変動額                   |         |            |       |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)     |         | 4,356      |       | 4,356     |
| 当期純利益                   |         | 193,948    |       | 193,948   |
| 自己株式の取得                 | △28,729 | △28,729    |       | △28,729   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |         |            | △12   | △12       |
| 当期変動額合計                 | △28,729 | 169,575    | △12   | 169,563   |
| 当期末残高                   | △28,842 | 1,136,296  | 359   | 1,136,655 |

## 個 別 注 記 表

(2024年 7 月 1 日から  
2025年 6 月30日まで)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法 時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 仕掛品

個別法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

##### ① 有形固定資産

定額法によっております。

ただし、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建 物 5 ～ 15 年

工具、器具及び備品 3 ～ 8 年

### 3. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次の通りであります。

#### ① クロステクノロジー

クロステクノロジーでは、受託開発サービスを提供しており、契約形態には請負契約と準委任契約があります。

請負契約の受託開発サービスでは、顧客と合意した目的に沿った成果物の作成・納品を行っており、契約期間中の当社の開発作業の進捗に応じて顧客に支配が移転すると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もることで、一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の見積方法には、原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合（インプット法）を用いております。なお、契約の取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれるまでの期間がごく短い業務については、代替的な取扱いを適用し、履行義務が完全に充足された時点で収益を認識しております。

準委任契約の受託開発サービスでは、契約に基づき人的役務の提供を行っており、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。

② MSP

MSPでは、メンテナンスサービス及びAWSリセールサービスを提供しております。

メンテナンスサービスでは、契約に基づき人的役務提供を行っており、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。

AWSリセールサービスでは、技術支援（QA対応）及びAWSサービス利用料金の支払代行を行っており、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約に定める期間にわたるAWS利用実績に応じて収益を認識しております。

③ その他（自社プロダクト等）

その他事業ではプロダクトサービスとして、「360（さんろくまる）」及び「sigfy」を提供しております。

360（さんろくまる）では、360度フィードバックサービスを提供しており、サービスの利用実績に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスの利用時点で収益を認識しております。なお、サポートサービスを含めた利用環境の提供の場合、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。

sigfyでは、学校や保育園等を対象に、安全かつ簡便な連絡網サービスを提供しており、サポートサービスを含めた利用環境の提供により一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。

なお、プロダクトサービスにおいても一部で受託開発を行っておりますが、その収益認識に関する取扱いは、① クロステクノロジーにおける履行義務と同様です。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建仕入債務

③ ヘッジ方針

為替予約は、外貨建仕入債務に係る為替変動リスクをヘッジする目的

としており、社内規程に基づき、担当部門が決裁者の承認を得て外貨建仕入債務の決済に必要な範囲内で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であることから、為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 61,104千円 |
|----------------|----------|

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- |                                                 |            |
|-------------------------------------------------|------------|
| 1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数                     |            |
| 普通株式                                            | 1,277,300株 |
| 2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数                       |            |
| 普通株式                                            | 13,460株    |
| 3. 当事業年度の末日における当社から発行している新株予約権の目的となる当社の株式の種類及び数 |            |
| 普通株式                                            | 31,400株    |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|          |        |    |
|----------|--------|----|
| 資産除去債務   | 10,123 | 千円 |
| 未払事業税    | 5,093  |    |
| 減価償却超過額  | 2,943  |    |
| その他      | 1,471  |    |
| 繰延税金資産合計 | 19,631 |    |

繰延税金負債

|                 |        |    |
|-----------------|--------|----|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △4,379 | 千円 |
| 保険積立金           | △2,808 |    |
| 繰延税金負債合計        | △7,187 |    |

|          |        |    |
|----------|--------|----|
| 繰延税金資産純額 | 12,443 | 千円 |
|----------|--------|----|

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については事業計画に照らし、必要に応じ銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

デリバティブは、為替の変動リスクに対するヘッジ目的のために利用し、投機的な取引は行いません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金は、3か月以内の支払期日であります。未払金は、主に経費関係のもので3か月以内に支払期限が到来するものであります。

デリバティブ取引は、外貨建仕入債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジ有効性評価の方法等は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1) ヘッジ会計の方法に記載の通りであります。

投資有価証券は株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、売掛金について、社内規程に従い、取引先の信用調査及び状況確認を定期的に行い、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、取引先別に回収期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は、資本業務提携に関連する株式であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

##### ② 市場リスク (金利等の変動リスク) の管理

長期借入金については、金利変動リスクに晒されておりますが、金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

デリバティブ取引は、外貨建仕入債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引のみであり、社内規程に従い、担当部門

が決裁者の承認を得て実行しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち56.8%が特定の大口顧客4社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

|                  | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------------|------------------|------------|------------|
| 売掛金              | 305,907          | 305,607    | △300       |
| 資産計              | 305,907          | 305,607    | △300       |
| デリバティブ取引<br>(※2) | —                | —          | —          |

(※1) 現金及び預金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) デリバティブ取引

外貨建仕入債務について為替予約を行っておりますが、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされる外貨建仕入債務と一体として処理されているため、その時価は当該ヘッジ対象の時価に含めております。

(注1) 市場価格のない株式の貸借対照表計上額

| 区分    | 貸借対照表計上額<br>(千円) |
|-------|------------------|
| 非上場株式 | 45,000           |

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 785,172      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 305,607      | 299                 | —                    | —            |
| 合計     | 1,090,779    | 299                 | —                    | —            |

### 3. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

時価で貸借対照表に計上している金融商品はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分  | 時価(千円) |         |      |         |
|-----|--------|---------|------|---------|
|     | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 売掛金 | —      | 305,607 | —    | 305,607 |
| 資産計 | —      | 305,607 | —    | 305,607 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                          | クロス<br>テクノロジー<br>サービス | MSP     | その他     | 合計        |
|--------------------------|-----------------------|---------|---------|-----------|
| 一定の期間に<br>わたって認識<br>する収益 | 739,765               | 744,309 | 48,856  | 1,532,931 |
| 一時点で認識<br>する収益           | 319,727               | —       | 99,473  | 419,200   |
| 合計                       | 1,059,492             | 744,309 | 148,329 | 1,952,131 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) の3. 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 201,311 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 305,907 |
| 契約資産(期首残高)          | 101,060 |
| 契約資産(期末残高)          | 97,068  |
| 契約負債(期首残高)          | 108,800 |
| 契約負債(期末残高)          | 87,789  |

契約資産は、請負契約について、進捗度の見積りに基づき認識した収益に係る債権のうち未請求の金額であり、完全に履行義務を充足した時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は主に、顧客からの前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は108,083千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りであります。なお、当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

|      |        |
|------|--------|
| 1年以内 | 31,730 |
| 1年超  | 5,007  |
| 合計   | 36,737 |

(1株当たり情報に関する注記)

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 899円08銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 152円15銭 |

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

株 式 会 社 F u s i c  
取 締 役 会 御 中

|              |       |         |  |
|--------------|-------|---------|--|
| 有限責任監査法人トーマツ |       |         |  |
| 福 岡 事 務 所    |       |         |  |
| 指定有限責任社員     | 公認会計士 | 只 隈 洋 一 |  |
| 業 務 執 行 社 員  |       |         |  |
| 指定有限責任社員     | 公認会計士 | 濱 村 正 治 |  |
| 業 務 執 行 社 員  |       |         |  |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社F u s i cの2024年7月1日から2025年6月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、事業計画の遂行状況、リスク管理体制・コンプライアンス体制の整備運用状況、情報の適正な管理とインサイダー取引防止のための体制と運用の徹底、情報セキュリティ管理体制の構築状況、人的資本経営への取組み状況を重点項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

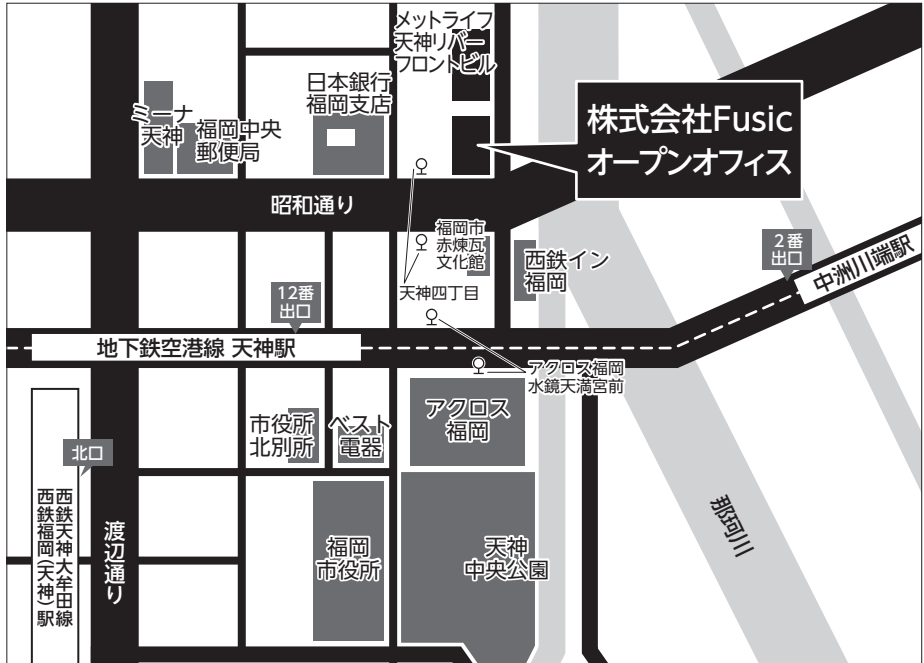
2025年8月12日

株式会社 F u s i c 監査役会

|         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 常勤社外監査役 | 栗 林 | 絹 江 ㊞ |
| 社外監査役   | 柏 木 | 街 史 ㊞ |
| 社外監査役   | 西 原 | 隆 雅 ㊞ |

以 上

# 株主総会会場ご案内図



会 場 株式会社F u s i c オープンオフィス

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神4丁目1番1号 第7明星ビル1階

TEL 092-737-2616

交通手段

- ・西鉄バス「天神四丁目」下車すぐ
- ・西鉄バス「アクロス福岡水鏡天満宮前」下車徒歩約3分
- ・市営地下鉄「天神」駅下車・徒歩約5分（12番出口）
- ・市営地下鉄「中洲川端」駅下車・徒歩約5分（2番出口）
- ・西鉄天神大牟田線「西鉄福岡（天神）」駅下車  
徒歩約8分（北口）

お 願 い：駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。